

麻薬廃棄届（法第 29 条）

1 内容

古くなった麻薬、変質等により使用しない麻薬及び調剤過誤により使えなくなった麻薬を廃棄する場合は、「麻薬廃棄届」によりあらかじめ届け出て、麻薬取締員等の立会いの下で行わなければなりません。

2 提出書類、部数

- ・麻薬廃棄届 2部

控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 申請時期

なし

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

後日、薬務課から廃棄立会日の日程調整の連絡をしますので、連絡可能な方の電話番号をご記入ください。

なお期限が切れた麻薬でも、廃棄が完了するまで麻薬帳簿の残量から落とさないでください。